

指定障害福祉サービス事業者の一部効力停止処分について

令和6年8月29日

八尾市健康福祉部福祉指導監査課
電 話 072 924 9362 (直通)
F A X 072 922 3786

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という）の規定により、下記、指定障害福祉サービス事業者に対して一部効力停止の行政処分を行いましたのでお知らせします。

【対象事業者】

- ・法人名 グループ合同会社
- ・代表者 代表社員 ^{おざき}尾崎 ^{しょういち}昭一
- ・所在地 八尾市老原一丁目154番地B号

【対象事業所名称及び所在地等】

- ・事業所名 カルガモ
- ・所在地 八尾市老原一丁目154番地
- ・サービスの種別 就労継続支援B型（事業所番号 2715502445）
- ・指定日 平成30年6月1日

（1）処分日

令和6年8月29日

（2）処分効力発生日

令和6年9月1日

（3）処分内容

一部効力（新規利用者の受入）停止3か月

（4）処分理由

不正請求（法50条第1項第6号）

令和5年7月から令和5年9月において、サービス提供された事実が無いにもかかわらず、訓練等給付費を請求し受領していた。

（5）指定一部効力停止事業者に対する経済上の措置

指定一部効力停止事業者に対する経済上の措置として、不正に受領していた訓練等給付費の返還を求める。返還の対象となる期間は、令和5年7月から令和5年9月までを見込んでおり、返還額の見込みは以下のとおりである。

※不正請求が確認できたのは東大阪市の利用者のみで、八尾市の利用者については調査の結果、不正請求について認められなかったため、東大阪市より加算額を含めて返還請求を行う予定。

訓練等給付費分	1 2 9, 8 8 0 円
加算額（訓練等給付費の 40%相当）	5 1, 9 5 2 円
<u>総額</u>	<u>1 8 1, 8 3 2 円</u>